

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	黒松内町住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

黒松内町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益の影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

黒松内町

公表日

令和3年9月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳に基づき住民の居所の公証のための事務を行い、住基ネットワークシステムを都道府県と共同して運用する。</p> <p>また、番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 本人又は同一世帯に属する者の請求による住民票の写しの交付 住民票の記載事項に変更があった際の道知事に対する通知 地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められているため、当該事務においては事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	総合行政システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民記録	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 番号法第7条(指定及び通知)、第16条(本人確認の措置)、第17条(個人番号カードの交付) 住基法第5条(住民基本台帳の備付け)、第6条(住民基本台帳の作成)、第7条(住民票の記載事項)、第8条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第12条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付)、第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)、第22条(転入届)、第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)、第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)、第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)、第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び 別表第二、個人情報保護委員会規則(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	黒松内町住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	黒松内町役場総務課 〒048-0192 寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 0136-72-3311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	黒松内町役場住民課 〒048-0192 寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 0136-72-3312

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月12日	I 1. ②事務の概要	住民基本台帳に基づき住民の居所の公証のための事務を行う。また、番号法に規定する個人番号を記載し、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	住民基本台帳に基づき住民の居所の公証のための事務を行い、住民ネットワークシステムを都道府県と共同して運用する。 また、番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は届書に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出入市町村に対する通知 5 本人又は同一世帯に属する者の請求による住民票の写しの交付 6 住民票の記載事項に変更があった際の通知事に対する通知 7 地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10 個人番号カード等を用いた本人確認 なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第30条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められているため、当該事務においては事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報	事後	
平成29年9月12日	I 3. 個人番号の利用	番号法第7条、第16条、第17条、住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12	1. 番号法第7条(指定及び通知)、第16条(本人確認の措置)、第17条(個人番号カードの交付) 2. 住基法第5条(住民基本台帳の備付け)、第6条(住民基本台帳の作成)、第7条(住民票の記載事項)、第8条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第12条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)、第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)、第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)、第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	
平成29年9月12日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 21. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 77. 80. 84. 89. 91. 92. 94. 96. 101. 102. 103. 105. 106. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 117. 120	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項) (1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 21. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 77. 80. 84. 89. 91. 92. 94. 96. 101. 102. 103. 105. 106. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 117. 120の項) 別表第二における情報照会の根拠) ないし (住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	
平成28年9月12日	II 1. いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成28年9月12日	II 2. いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成29年8月15日	I 5. ②所属長	住民課長 森 康宏	住民課長	事後	
平成29年8月15日	II 1. いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	
平成29年8月15日	II 2. いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	
令和1年6月13日	II 1. いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月13日	II 2. いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月13日	IVリスク対策	記載なし	リスク対策の項目を記載	事後	
令和3年9月14日	I 3. 個人番号の利用	1. 番号法第7条(指定及び通知)、第16条(本人確認の措置)、第17条(個人番号カードの交付) 2. 住基法第5条(住民基本台帳の備付け)、第6条(住民基本台帳の作成)、第7条(住民票の記載事項)、第8条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第12条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)、第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)、第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)、第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 番号法第7条(指定及び通知)、第16条(本人確認の措置)、第17条(個人番号カードの交付) 2. 住基法第5条(住民基本台帳の備付け)、第6条(住民基本台帳の作成)、第7条(住民票の記載事項)、第8条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第12条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)、第22条(転入届)、第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)、第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)、第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)、第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)	事後	
令和3年9月14日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項) (1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 21. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 77. 80. 84. 89. 91. 92. 94. 96. 101. 102. 103. 105. 106. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 117. 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ないし (住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	番号法第19条8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び 別表第二、個人情報保護委員会規則(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項) (1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 74. 77. 80. 84. 89. 91. 92. 94. 96. 97. 101. 102. 103. 105. 106. 107. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 117. 120の項) 別表第二における情報照会の根拠) ないし (住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	
令和3年6月14日	II 1. いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年9月14日時点	事後	
令和3年6月14日	II 2. いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年9月14日時点	事後	